市第6号議案

横浜市市税条例の一部改正

横浜市市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年6月8日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例(番号)

横浜市市税条例の一部を改正する条例

横浜市市税条例(昭和25年8月横浜市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第19条第1項中「第2章」の次に「(第8条を除く。)」を、「 第3章」の次に「(第14条を除く。)」を加える。

第34条第1項ただし書中「、寡婦(寡夫)控除額」を削り、同条 第2項中「市民税」の次に「及び県民税」を加える。

第35条の2に次の4項を加える。

- 5 第1項又は第3項の規定によって給与支払報告書を提出する義務がある者で、当該給与支払報告書の提出期限の属する年において所得税法第226条第1項に規定する源泉徴収票について同法第228条の4第1項の規定の適用を受けるものは、第1項又は第3項の規定にかかわらず、法第317条の6第5項に規定する給与支払報告書記載事項を同項各号に掲げる方法のいずれかにより市長に提供しなければならない。
- 6 第4項の規定によって公的年金等支払報告書を提出する義務が ある者で、当該公的年金等支払報告書の提出期限の属する年にお いて所得税法第226条第3項に規定する源泉徴収票について同法 第228条の4第1項の規定の適用を受けるものは、第4項の規定

にかかわらず、法第317条の6第6項に規定する公的年金等支払報告書記載事項を同項各号に掲げる方法のいずれかにより市長に提供しなければならない。

- 7 第1項、第3項又は第4項の規定によって報告書(法第317条の6第7項に規定する報告書をいう。以下この条において同じ。)を提出すべき者(前2項の規定の適用を受ける者を除く。)が、法第317条の6第7項に規定する市長の承認を受けた場合又はこれらの規定により提出すべき報告書の提出期限の属する年以前の各年のいずれかの年において前2項の規定に基づき記載事項(同条第7項に規定する記載事項をいう。以下この条において同じ。)を記録した光ディスク等(同条第5項第2号に規定する光ディスク等をいう。以下この条において同じ。)を提出した場合には、その者が提出すべき報告書の記載事項を記録した光ディスク
- 8 第5項又は第6項の規定により行われた記載事項の提供及び前項の規定により行われた光ディスク等の提出については、第1項、第3項又は第4項の規定により報告書の提出が行われたものとみなして、第33条の3第5項、第34条第2項及びこの条第1項から第4項までの規定を適用する。

等の提出をもって当該報告書の提出に代えることができる。

第85条中「4,618円」を「5,262円」に改める。

附則第9条中「附則第15条」の次に「(第2項第6号及び第10項を除く。以下この項において同じ。)」を加え、「係る」を「対して課する」に改め、「課税標準は」の次に「、第45条から第47条まで又は第130条第1項の規定にかかわらず」を加え、「これら」を「法附則第15条から第15条の3まで」に改め、同条に次の2項を加

える。

- 2 法附則第15条第2項に規定する償却資産(同項第6号に掲げる ものに限る。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第46条 又は第47条の規定にかかわらず、当該償却資産に係る固定資産税 の課税標準となるべき価格に4分の3を乗じて得た額とする。
- 3 法附則第15条第10項に規定する償却資産に対して課する固定資産税の課税標準は、第46条の規定にかかわらず、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に3分の2を乗じて得た額とする。

附則第9条の5の次に次の1条を加える。

(旧認定特定非営利活動法人に対する寄附金の特例)

第9条の6 特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(平成23年法律第70号)附則第10条第6項の規定によりみなして適用する場合における旧認定特定非営利活動法人(同条第4項に規定する旧認定特定非営利活動法人をいう。)に対する同法附則第9条の規定による改正後の租税特別措置法第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金については、第29条の4の3第1号に規定する特定非営利活動に関する寄附金とみなして、同条の規定を適用する。

附則第18条中「2,190円」を「2,495円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。ただし、第34条 第2項及び附則第9条の改正規定並びに附則第9条の5の次に1 条を加える改正規定は公布の日から、第19条第1項の改正規定及 び次項の規定は平成25年1月1日から、第85条及び附則第18条の 改正規定並びに附則第5項の規定は同年4月1日から施行する。 (横浜市行政手続条例の適用除外に関する経過措置)

2 この条例による改正後の横浜市市税条例(以下「新条例」という。)第19条第1項の規定は、平成25年1月1日以後にする同項に規定する行為について適用し、同日前にしたこの条例による改正前の横浜市市税条例第19条第1項に規定する行為については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

- 3 新条例第34条第1項の規定は、平成26年度以後の年度分の個人 の市民税について適用し、平成25年度分までの個人の市民税につ いては、なお従前の例による。
- 4 新条例第35条の2第5項から第8項までの規定は、平成26年1 月1日以後に提出すべき同条第7項に規定する報告書について適 用する。

(市たばこ税に関する経過措置)

5 第85条及び附則第18条の改正規定の施行の日前に課した、又は 課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、横浜市市税条例の一部を改正する 必要があるので提案する。

参考

横浜市市税条例(抜粋)

(上段 改正案 下段 現 行)

(横浜市行政手続条例の適用除外)

第19条 この条例の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、横浜市行政手続条例(平成7年3月横浜市条例第 15号)第2章 (第8条を除く。) の規定は、適用しない。

(第2項省略)

(市民税の申告義務等)

第 21 条 第 1 項 第 1 号 の 者 は 、 3 月 15 日 ま で に 、 次 の 各 号 に 第 34 条 掲 げ る 事 項 を 記 載 し た 申 告 書 を 市 長 に 提 出 し な け れ ば な ら な い 。 た だ し 、 第 35 条 の 2 第 1 項 又 は 第 4 項 の 規 定 に よ っ て 給 与 支 払 報 告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月 1 日 現 在 に お い て 給 与 又 は 公 的 年 金 等 の 支 払 を 受 け て い る 者 で 、 前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以 外 の 所 得 を 有 し な か っ た も の (公 的 年 金 等 に 係 る 所 得 以 外 の 所 得 を 有 し な か っ た 者 で 社 会 保 険 料 控 除 額 (政 令 第 48 条 の 9 の 7 に 規 定 す る も の を 除 く 。) 、 小 規 模 企 業 共 済 等 掛 金 控 除 額 、 生 命 保 険 料控除額、地震保険料控除額————————、勤労学生控、寡婦(寡夫)控除額、 除額、配偶者特別控除額若しくは法第 314 条の2第5項に規定す る扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療 費 控 除 額 の 控 除 、 法 第 313 条 第 8 項 に 規 定 す る 純 損 失 の 金 額 の 控 除、 同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若 しくは法第 317 条の2第1項ただし書に規定する寄附金税額控除 額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得以外の所得を有しなかった者等」という。)については、この限りでない。

(第1号から第8号まで省略)

2 市長は、第35条の2第1項の給与支払報告書又は同条第4項の公的年金等支払報告書が1月31日までに提出されなかった場合において、市民税及び県民税の賦課徴収について必要があると認めるときは、給与所得以外の所得を有しなかった者等を指定し、その者に前項の申告書を市長の指定する期限までに提出させることができる。

(第3項から第7項まで省略)

(給与支払報告書等の提出義務)

第 35 条 の 2 (第 1 項 か ら 第 4 項 ま で 省 略)

- 5 第1項又は第3項の規定によって給与支払報告書を提出する義務がある者で、当該給与支払報告書の提出期限の属する年において所得税法第 226 条第1項に規定する源泉徴収票について同法第 228 条の4第1項の規定の適用を受けるものは、第1項又は第3項の規定にかかわらず、法第 317 条の6第5項に規定する給与支払報告書記載事項を同項各号に掲げる方法のいずれかにより市長に提供しなければならない。
- 6 第4項の規定によって公的年金等支払報告書を提出する義務がある者で、当該公的年金等支払報告書の提出期限の属する年において所得税法第 226 条第3項に規定する源泉徴収票について同法第 228 条の4第1項の規定の適用を受けるものは、第4項の規定

にかかわらず、法第 317 条の 6 第 6 項に規定する公的年金等支払 報告書記載事項を同項各号に掲げる方法のいずれかにより市長に 提供しなければならない。

- 7 第1項、第3項又は第4項の規定によって報告書(法第 317 条の6第7項に規定する報告書をいう。以下この条において同じ。)を提出すべき者(前2項の規定の適用を受ける者を除く。)が、法第 317 条の6第7項に規定する市長の承認を受けた場合又はこれらの規定により提出すべき報告書の提出期限の属する年以前の各年のいずれかの年において前2項の規定に基づき記載事項(同条第7項に規定する記載事項をいう。以下この条において同じ。)を記録した光ディスク等(同条第5項第2号に規定する光ディスク等をいう。以下この条において同じ。)を提出した場合には、その者が提出すべき報告書の記載事項を記録した光ディスク等の提出をもって当該報告書の提出に代えることができる。
- 8 第 5 項又は第 6 項の規定により行われた記載事項の提供及び前項の規定により行われた光ディスク等の提出については、第 1 項、第 3 項又は第 4 項の規定により報告書の提出が行われたものとみなして、第 33 条の 3 第 5 項、第 34 条第 2 項及びこの条第 1 項から第 4 項までの規定を適用する。

(たばこ税の税率)

第85条 たばこ税の税率は、1,000本につき 5,262円 とする。

附 則

(固定資産税及び都市計画税に関する特例)

第 9 条 法附則第 15 条 <u>(第 2 項第 6 号及び第 10 項を除く。以下この</u> 項において同じ。) 、第 15 条 の 2 又は第 15 条 の 3 に規定する固定 資産に<u>対して課する</u>固定資産税及び都市計画税の課税標準は、第45条から第47条まで又は第 130 条第 1 項の規定にかかわらず、それだれ法附則第15条から第15条の3までの規定に規定する額とする。

- 2 法附則第15条第2項に規定する償却資産(同項第6号に掲げる ものに限る。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第46条 又は第47条の規定にかかわらず、当該償却資産に係る固定資産税 の課税標準となるべき価格に4分の3を乗じて得た額とする。
- 3 法附則第15条第10項に規定する償却資産に対して課する固定資産税の課税標準は、第46条の規定にかかわらず、当該償却資産に 係る固定資産税の課税標準となるべき価格に3分の2を乗じて得た額とする。

_(旧認定特定非営利活動法人に対する寄附金の特例)

第9条の6 特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(平成23 年法律第70号)附則第10条第6項の規定によりみなして適用する 場合における旧認定特定非営利活動法人(同条第4項に規定する 旧認定特定非営利活動法人をいう。)に対する同法附則第9条の 規定による改正後の租税特別措置法第41条の18の2第2項に規定 する特定非営利活動に関する寄附金については、第29条の4の3 第1号に規定する特定非営利活動に関する寄附金とみなして、同 条の規定を適用する。

(市たばこ税の税率の特例)

第 18 条 たばこ事業法附則第 2 条の規定による廃止前の製造たばこ 定価法(昭和 40 年法律第 122 号)第 1 条第 1 項に規定する紙巻た ばこ 3 級品の当該廃止の時における品目と同一である喫煙用の紙 巻たばこに係る市たばこ税の税率は、第85条の規定にかかわらず 、当分の間、1,000本につき2,495円 2,190円とする。